

たつの市レンタルサイクル『たつのめぐりん♫』利用規約

このレンタルサイクルは、たつの市観光協会（以下「協会」という。）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下「利用者」という。）がレンタルサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。

1 利用方法

利用申込みの代表者は、たつの観光案内所又は観光売店蔵あかねの窓口で利用申込書・利用規約同意書に必要事項を記入の上、身分を証明できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）を提示してください。

※身分証明書は、複写させていただきます。

※利用申込みの代表者は、原則として高校生以上の方に限らせていただきます。

※申込書に虚偽の記載をされた場合は、利用をお断りすることがあります。

※身長 138 cm以上の方の利用を推奨しています。

2 利用時間

(1) 利用時間は、貸出日当日の 10:00～16:00 です。

(2) 貸出・返却は1日ごとで、日を連続しての貸出はできません。

(3) 連絡のないまま、返却時刻を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合は、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

3 利用料金

(1) 電動自転車

① 利用時間 3 時間まで 1,500 円

② 利用時間 6 時間まで 2,000 円

(2) 自転車(電動アシストなし)

① 利用時間 3 時間まで 1,000 円

② 利用時間 6 時間まで 1,500 円

※16:00 を超えても返却されない場合は、延滞料金(1,000 円)をいただきます。

4 返却先

必ず利用時間内に利用申込をした窓口へ返却してください。

5 利用上の厳守事項

(1) 交通法規を厳守してください。車両の交通量が多く、危険な箇所がありますので、交通事故にはくれぐれも注意し、安全運転に心掛けてください。

(2) 自転車を離れる際は、必ず施錠をしてください。

6 自転車の盗難・紛失・破損

(1) 利用時間中に自転車の盗難、紛失に遭遇した場合は、すみやかに利用申込をした窓口ま

で連絡してください。無施錠のまま放置した等、利用者に起因する事情により盗難・紛失した場合は、実費を請求させていただきます。

(2) 利用者に起因する故障、損傷については、その取引及び修理に要する費用を利用者が負担するものとします。

(3) 自転車の鍵を紛失された場合は、鍵の交換費用を請求させていただきます。

7 事故

(1) 利用時間中に遭遇された第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、協会は一切の責任を負いません。

(2) 利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、利用申込をした窓口に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

(3) 事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、協会が第三者にやむなく損害賠償を行った場合を含め、協会が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

8 保険

電動自転車及び自転車は、TS マーク付帯保険に加入していますが、補償内容は加入保険の制度内とします。

9 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

(1) 飲酒・酒気帯び・無謀運転、その他交通法規に違反する行為

(2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用

(3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者などの通行障害となるような場所での駐輪

(4) 自転車の改造

(5) 運転中に自転車の異常(パンク等)を認めた場合、運転を継続する行為

(6) 利用者以外の者に自転車を使用させること

10 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。